11　付表は、この書簡の不可分の一部を成す。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年九月十四日にガンディナガルで

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司

インド財務省
経済局次官　スバシュ・チャンドラ・ガルグ閣下

付表

	（限度額）
1　グジャラート州アラン及びソシヤ地区シップリサイクル環境管理改善計画	八十五億二千万円
2　北東州道路網連結性改善計画（フェーズ2）	三百八十六億六千六百万円
3　コルカタ東西地下鉄建設計画（第三期）	二百五十九億三百万円
総額	七百三十億八千九百万円

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年九月十四日にガンディナガルで

インド財務省
経済局次官　スバシュ・チャンドラ・ガルグ

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司閣下

（円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の交換公文）

（日本側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本使は、インドの経済の安定及び開発努力を促進するために供与される日本国の借款に関して日本国政府の代表者とインド政府の代表者との間で最近到達した次の了解を確認する光栄を有します。

1　百六十八億二千五百万円（一六、八二五、〇〇〇、〇〇〇円）の額までの円貨による借款（以下「借款」という。）が、グジャラート州投資促進プログラム（以下「プログラム」という。）を支援するため、独立行政法人国際協力機構（以下「ＪＩＣＡ」という。）により、日本国の関係法令に従って、インド政府に供与されることになる。

2(1)　借款は、インド政府とＪＩＣＡとの間で締結される借款契約に基づいて使用に供される。借款の条件及び使用に関する手続は、この了解の範囲内で、なかんずく次の原則を含むことになる前記の借款契約によって規律される。

(a)　償還期間は、五年の据置期間の後十年とする。

(b)　利子率は、年〇・六パーセントとする。

(c)　支出期間は、前記の借款契約の発効の日の後五年とする。

(2)　(1)(c)に規定する支出期間は、両政府の関係当局の同意を得て延長することができる。

3　借款は、プログラムの実施を支援するためにインドの権限のある当局が既に行ったか又は将来行う予算支出を対象として使用に供される。

4(1)　インド政府は、グジャラート州政府が、グジャラート州政府の名義で開設される関連する州政府の勘定に借款の円貨による支出額に等しい額をインドの通貨で振り替えるようにすることを確保するための措置をとる。このようにして振り替えられた額は、グジャラート州政府の予算に編入され、プログラムを実施するためにグジャラート州政府が既に行ったか又は将来行う予算支出（両政府の関係当局間で合意する表に掲げる生産物のためのものを除く。）を対象として使用される。

(2)　(1)に規定する表は、両政府の関係当局間の合意によって修正することができる。

5　インド政府は、借款に基づいて購入される生産物の海上輸送及び海上保険に関し、海運会社及び海上保険会社の間の公正かつ自由な競争を妨げることのあるいかなる制限を課することも差し控える。

6　インド政府は、ＪＩＣＡについて、借款及びそれから生ずる利子に対して又はそれらに関連してインドにおいて課される全ての財政課徴金及び租税を免除する。

7　インド政府は、借款が適正に、かつ、専ら3及び4に規定する予算支出のために使用されることを確保するために必要な措置をとる。

8　インド政府は、要請に応じ、日本国政府及びＪＩＣＡに対し、次のものを提供する。

(a)　借款の使途及びプログラムの実施の進捗状況についての情報及び資料

(b)　借款及びプログラムに関連するその他の情報

9　両政府は、この了解から、又はそれに関連して生ずることのあるいかなる事項についても相互に協議する。

本使は、更に、この書簡及び前記の了解をインド政府に代わって確認される閣下の返簡が両政府間の合意を構成し、その合意が閣下の返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることを提案する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年九月十四日にガンディナガルで

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司

インド財務省
経済局次官　スバシュ・チャンドラ・ガルグ閣下

（インド側書簡）

（訳文）

書簡をもって啓上いたします。本官は、本日付けの閣下の次の書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

（日本側書簡）

本官は、更に、前記の了解をインド政府に代わって確認するとともに、閣下の書簡及びこの返簡が両政府間の合意を構成し、その合意がこの返簡の日付の日に効力を生ずるものとすることに同意する光栄を有します。

本官は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて閣下に向かって敬意を表します。

二千十七年九月十四日にガンディナガルで

インド財務省
経済局次官　スバシュ・チャンドラ・ガルグ

インド駐在
日本国特命全権大使　平松賢司閣下